

令和 8・9 年度甲佐町競争入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和 7 年 12 月 10 日

甲佐町長 甲斐 高士

令和 8・9 年度甲佐町競争入札参加資格審査申請要領

令和 8・9 年度において甲佐町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等に係る入札・見積りに参加し契約を希望する者について、次のとおり競争入札参加資格審査申請書の受付を実施する。

1 入札（見積）参加者の資格

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等に関する入札参加資格を得ようとする者(以下「入札参加希望者」という)は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - イ 事業に係る国・県・市町村税及び町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税に未納がある者でないこと。
  - ウ 入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していない者でないこと。
  - エ 銀行取引停止を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
  - オ 甲佐町暴力団排除条例(平成 23 年甲佐町条例第 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 建設工事の入札参加希望者は、前項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定に基づく建設業の許可を受け、かつ同法第 27 条の 23 の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査を完了した者であること。
  - イ 直近(審査基準日から 1 年 7 月以内のもの)の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において完成工事高に実績があること。
- ※経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は更新毎に写しを提出すること。
- (3) 測量・建設コンサルタントの入札参加希望者は、第 1 項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
- ア 測量業務
    - 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条の規定による登録を受けている者
    - イ 建築関係コンサルタント業務
      - 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による建築士事務所登録を受けている者
      - ウ その他のコンサルタント
        - 官公庁の許可、認可、登録等(当該コンサルタントの業務を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。)を受けている者
  - エ 入札参加資格の審査を申請する業務について、審査対象期間に含まれる決算日から直前 2 カ年において業務実績高があること(希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要)。

- (4) 物品の製造・修理・購入、業務委託等の入札参加希望者は、第1項に定める要件のほか、次の各号に定める要件を備えていなければならない。
- ア 営業種目ごとに官公庁の許可、認可、登録等（当該物品等の供給又は業務委託を営むことについて、当該許可、認可、登録等が必要とされる場合に限る。）を受けている者
  - イ 申請書の提出日の属する月の直前の月の末日（以下「審査基準日」という）において、営業開始後1年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日ににおいて営業再開後1年を経過している者
  - ウ 不動産鑑定業務  
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けている者

## 2 申請期間

- (1) 定期受付 令和8年1月19日（月）から令和8年2月27日（金）まで
- (2) 隨時受付 令和8年4月1日以降

## 3 提出方法・受付場所

### 【町外業者】

インターネットによる競争入札参加資格申請システム（BID-ENTRY）にて提出すること

### 【町内業者】

上記方法の提出が困難な場合のみ紙にて提出すること。

窓口受付：甲佐町役場 庁舎2階 総務課庶務係

（午前8:30から午後5:15まで 閉庁日（土日祝日）を除く）

## 4 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※随時受付については、承認日から令和10年3月31日まで

## 5 申請書入手方法及び問い合わせ先

### (1) 申請書ダウンロード先

甲佐町ホームページ > しごと・産業 > 入札・契約情報 >  
> 令和8・9年度競争入札参加資格申請について

### (2) 問い合わせ先

甲佐町役場総務課庶務係

電話（096）234-1111（代表）内線225  
(096) 234-1140（直通）

## 6 提出書類

提出書類については以下表のとおりとする。(○: 必須 △: 該当の場合提出)

### (1) 建設工事

提出書類	要否	形式	
●入札参加資格審査申請書	○	Excel	
●経営事項審査結果通知書	○	PDF	最新版を提出 更新した場合隨時提出 ※「その他審査項目（社会性等）」欄において雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無が「有」又は「除外」となっていること
●建設業許可証明書	○	PDF	最新版を提出 更新した場合隨時提出
●商業登記簿謄本（法人）又は代表者身分証明書（個人）	○	PDF	法人：法務局発行 個人：本籍地の市町村で発行
●営業所一覧表	○	PDF	別記様式1（任意様式でも可） 本社のみの場合は提出不要
●工事経歴書	○	PDF	（任意様式でも可） 経審・建設業許可申請書類代用可
●技術者経歴書	○	PDF	別記様式2（任意様式でも可） 経審・建設業許可申請書類代用可
●国税の納税証明書（本社）	○	PDF	税務署発行 国税通則法施行規則別紙第9号書式 法人：「その3の3」（法人税、消費税及び地方消費税） 個人：「その3の2」（申告所得税、消費税及び地方消費税）
●都道府県税の納税証明書（本社）	○	PDF	都道府県税事務所・地域振興局発行 法人：法人都道府県民税、法人事業税 個人：都道府県民税、事業税
●都道府県税の納税証明書（受任者）	△	PDF	委任の場合、提出すること
●市町村税の納税証明書（本社）	○	PDF	市区町村発行 法人：法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税 個人：市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
●市町村税の納税証明書（受任者）	△	PDF	委任の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●市町村税の納税証明書（町内代表者）	△	PDF	町内業者の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●誓約書	○	PDF	別記様式3 ※押印省略
●印鑑証明書	○	PDF	法人：法務局発行 個人：住民登録している市区町村で発行

●使用印鑑届	○	PDF	別記様式4 使用印は、入札・契約等に使用する印鑑 <b>※押印必須</b>
●委任状	△	PDF	別記様式5 入札・契約を営業所等で行う場合のみ提出 <b>※押印必須</b>
●技術事項等評価項目申請書	△	PDF	別記様式6 町内土木業者のみ
●「技術事項等評価項目申請にあたつての留意事項」に基づく添付資料一式	△	PDF	町内土木業者のみ 9. (3) 表のア～セまでの事項が確認できる書面一式を同じデータにして提出すること

※町内土木業者が提出する格付に係る技術事項等評価項目申請については9. (3) 参照

(2) 測量・建設コンサルタント

提出書類	要否	形式	
●入札参加資格審査申請書	○	Excel	
●登録証明書等	○	PDF	登録証明、許可認可等の証明書の写し、技術免許、免状の写し(営業に関し法律上必要とする登録の証明書)
●測量等実績調書	○	PDF	別記様式1 直前2事業年度の実績
●技術者経歴書	○	PDF	別記様式2
●商業登記簿謄本(法人)又は代表者身分証明書(個人)	○	PDF	法人:法務局発行 個人:本籍地の市町村で発行
●財務諸表又は決算書(法人)又は確定申告書(個人)	○	PDF	直近1年分の決算状況がわかるもの
●国税の納税証明書(本社分)	○	PDF	国税通則法施行規則別紙第9号書式 法人:「その3の3」(法人税、消費税及び地方消費税) 個人:「その3の2」(申告所得税、消費税及び地方消費税)
●都道府県税の納税証明書(本社分)	○	PDF	都道府県税事務所・地域振興局発行 法人:法人都道府県民税、法人事業税 個人:都道府県民税、事業税
●都道府県税の納税証明書(受任者分)	△	PDF	委任の場合、提出すること
●市町村税の納税証明書(本社分)	○	PDF	市区町村発行 法人:法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税 個人:市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
●市町村税の納税証明書(受任者分)	△	PDF	委任の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●市町村税の納税証明書(町内代表者)	△	PDF	町内業者の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●誓約書	○	PDF	別記様式3 ※押印省略
●印鑑証明書	○	PDF	法人:法務局発行 個人:住民登録している市区町村で発行
●使用印鑑届	○	PDF	別記様式4 使用印は、入札・契約等に使用する印鑑 ※押印必須
●委任状	△	PDF	別記様式5 入札・契約を営業所等で行う場合のみ提

			出 <u>※押印必須</u>
●事務所(店舗)等の位置図及び看板等の掲示写真	△	PDF	別記様式6 町内業者のみ提出すること

(3) 物品購入・業務委託等

提出書類	要否	形式	
●入札参加資格審査申請書	○	Excel	
●許認可・資格免許一覧表	○	PDF	別記様式1 業務に必要な許認可・登録、資格免許に保有者人数記入
●登録証明書等	○	PDF	登録証明、許可認可等の証明書の写し、技術免許、免状の写し(営業に関し法律上必要とする登録の証明書)
●契約実績一覧表	○	PDF	別記様式2 営業(納入)実績又は業務実績の直前2事業年度の実績
●物品納入関係調査表	△	PDF	別記様式3 物品登録希望業者のみ
●印刷関係施設調査表	△	PDF	別記様式4 印刷業務登録希望者のみ
●商業登記簿謄本(法人)又は代表者身分証明書(個人)	○	PDF	法人:法務局発行 個人:本籍地の市町村で発行
●財務諸表又は決算書(法人)又は確定申告書(個人)	○	PDF	直近1年分の決算状況がわかるもの
●国税の納税証明書(本社分)	○	PDF	国税通則法施行規則別紙第9号書式 法人:「その3の3」(法人税、消費税及び地方消費税) 個人:「その3の2」(申告所得税、消費税及び地方消費税)
●都道府県税の納税証明書(本社分)	○	PDF	都道府県税事務所・地域振興局発行 法人:法人都道府県民税、法人事業税 個人:都道府県民税、事業税
●都道府県税の納税証明書(受任者分)	△	PDF	委任の場合、提出すること
●市町村税の納税証明書(本社分)	○	PDF	市区町村発行 法人:法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税 個人:市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
●市町村税の納税証明書(受任者分)	△	PDF	委任の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●市町村税の納税証明書(町内代表者)	△	PDF	町内業者の場合、提出すること ※「滞納が無い証明書」も可
●誓約書	○	PDF	別記様式5 ※押印省略

●印鑑証明書	○	PDF	法人：法務局発行 個人：住民登録している市区町村で発行
●使用印鑑届	○	PDF	別記様式6 使用印は、入札・契約等に使用する印鑑 <b>※押印必須</b>
●委任状	△	PDF	別記様式7 入札・契約を営業所等で行う場合のみ提出 <b>※押印必須</b>
●事務所(店舗)等の位置図及び看板等の掲示写真	△	PDF	別記様式8 町内業者のみ提出すること

## 7 入札参加資格の決定

入札参加資格を有する者を決定したときは、入札参加資格者名簿にその商号又は名称等を登載する。

## 8 注意事項

### (1) 申請書様式

- ア 建設工事については、町ホームページに掲載されている指定の様式を使用することとするが、その他の様式で必要項目が網羅されれば任意のものでもよいものとする。
- イ 測量・建設コンサルタント、物品の製造・修理・購入、業務委託等については、「甲佐町物品等入札参加資格審査要綱」に規定する様式を基本とするが、統一様式又はその他の様式で必要項目が網羅されれば任意のものでもよいものとする。

### (2) 添付書類

- ア 証明書は、申請日の3ヶ月以内に交付されたものを提出すること。
- イ 建設工事の経営事項審査については、更新する毎に最新の結果通知書を必ず提出すること。
- ウ 納税証明書については、委任先がある場合は、委任先についても県および市町村税の証明を提出すること。

### (3) 申請内容変更

申請書提出後の内容変更については、競争入札参加資格申請システム（BID-ENTRY）によりすみやかに「変更届」を提出すること。

### (4) 建設工事、測量・建設コンサルタントについては、入札参加資格認定を受けても甲佐町電子入札システムの利用者登録がなければ、甲佐町の入札には参加できないので注意すること。 なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システムホームページを確認すること。

#### 【熊本県市町村電子入札システム】

<https://ebid.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

### (5) その他

- ア 特に規定してあるものを除き、原本の写しでよいものとする。
- イ 6に掲げる提出書類に不足のある者については、申請を受け付けない。

## 9 令和8・9年度甲佐町工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

### (1) 申請の対象者

町内業者において「令和8・9年度甲佐町工事入札参加者資格審査申請書」を提出し、土木一式工事を希望した建設業者のうち、9の(3)アからセまでの項目のいずれかに該当するものがある者

### (2) 申請の期間、受付場所・提出方法

2、3で示した方法により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類		提出部数
(1)	令和8・9年度甲佐町工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書・・・・別記様式3	1部
(2)	<p>町内業者で土木一式工事の競争入札に参加しようとする者は、アからセまでの項目に該当するもののみ提出すること。</p> <p>ア <u>令和7年9月30日時点において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するIS09000シリーズ又はIS014000シリーズの認証を有する者</u></p> <p>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される業者で令和7年6月1日時点において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない業者で障がい者を1人以上雇用している者</p> <p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を令和4年度、令和5年度又は令和6年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和7年12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者</p> <p>エ 令和7年9月30日時点において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者</p> <p>オの① <u>令和7年12月31日時点で、常勤の従業員若しくは役員が町内の消防団に入団している者</u></p> <p>オの② <u>令和6年度から令和7年度の発災時において、車両・機械を手配又は災害対応に参加した者</u></p> <p>カ <u>令和7年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者</u></p> <p>キ <u>令和7年9月30日現在において、熊本県又は甲佐町と防災協定を締結している者</u></p> <p>ク <u>令和2年10月から令和7年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者</u></p> <p>ケ <u>令和6年1月から令和7年12までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者</u></p> <p>コ <u>令和7年9月30日現在において、常勤性のある土木施工管理技術者を雇用している者</u></p> <p>サ <u>経営事項審査における審査基準日以降、令和7年12月31日までの間に技術者に係る変更があった者</u></p> <p>シ <u>令和3年4月1日以降に企業合併等を行い、甲佐町の合併特例措置の適用を受けている者</u></p> <p>ス <u>令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、令和7年9月30日現在で3年以上継続雇用している者</u></p> <p>セ <u>令和5年1月から令和7年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（略称：暴力団対策法）に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者</u></p>	各1部